

第百八十五回国
参議院法務委員会會議録第三号

平成二十五年十一月七日(木曜日)
午前十時二分開会

出席者は左のとおり。

委員長 荒木 清寛君
理事 吉田 博美君
若林 健太君
小川 敏夫君
真山 勇一君

委員

石井 準一君
溝手 顕正君
宮沢 洋一君
柳本 卓治君
山下 雄平君
有田 芳生君
江田 五月君
前川 清成君
佐々木さやか君
仁比 聡平君
谷 亮子君
糸数 慶子君

国務大臣

法務大臣 谷垣 禎一君

副大臣

法務副大臣 奥野 信亮君

大臣政務官

法務大臣政務官 平口 洋君

事務局側

常任委員会専門員 櫛原 利明君

本日の會議に付した案件

○自動車の運転により人を死傷させる行為等の処

罰に関する法律案(第百八十三回国会内閣提出、第百八十五回国会衆議院送付)
○参考人の出席要求に関する件

○委員長(荒木清寛君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

自動車運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。谷垣法務大臣。

○国務大臣(谷垣禎一君) 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

近時、自動車運転による死傷事犯数は減少傾向にあるとはいえ、依然として、飲酒運転や無免許運転など悪質、危険な運転行為による死傷事犯が少なからず発生しております。そして、このような悪質、危険な運転行為による死傷事犯であつても、現行の危険運転致死傷罪に該当せず自動車運転過失致死傷罪が適用された事件などを契機として、これらの罰則の見直しを求める御意見が見られるようになりました。

そこで、この法律案は、このような状況を踏まえ、自動車運転による死傷事犯の実態に即した対応をするため、所要の罰則整備を行うおとするものです。

この法律案の要点を申し上げます。

第一は、危険運転致死傷罪の規定の整備です。すなわち、その一として、現行の刑法の危険運転致死傷罪における悪質、危険な一定の運転行為と同等に悪質、危険な運転行為である、通行禁止道路において重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転する行為により人を死傷させたことも危険運転致死傷罪とした上、従来の危険運転致死傷罪とともに本法律案に規定することとして

おります。

その二として、アルコール、薬物又は一定の病気の影響により正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で、そのことを認識しながら自動車を運転した上、客観的に正常な運転が困難な状態に陥つて人を死傷させた者を、新たな危険運転致死傷罪の対象とし、現行の自動車運転過失致死傷罪よりも重い法定刑とする罰則を新設することとしております。

第二は、いわゆる逃げ得の状況に対処するための罰則の新設です。すなわち、危険運転致死傷罪は、アルコール等の影響により正常な運転が困難な状態にあつたことを要件としているところ、その重い処罰を免れるため、人を死傷させた後に、道路交通法の救護義務違反の罪を犯しても、その場を立ち去るなどしてアルコール等の影響が発覚することを免れようとする状況が生じ得ることから、本法律案では、アルコール等の影響により正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で自動車を運転し、必要な注意を怠つて人を死傷させた上、運転時のアルコール等の影響が発覚することとを免れるべき行為をした者に対する罰則を新設することとしております。

第三は、無免許運転による刑の加重の規定の新設です。すなわち、無免許運転の機会に人を死傷させた事案においては、無免許運転の反規範性や危険性が言わば顕在化、現実化したと評価できることから、本法律案の罰則を犯した者が無免許運転をしたものであるときは、それぞれ、道路交通法の無免許運転罪との併合罪加重以上の重い法定刑とする罰則を新設することとしております。

その他、現行の刑法の自動車運転過失致死傷罪を本法律案で規定するなど、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の趣旨であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○委員長(荒木清寛君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることいたします。

○委員長(荒木清寛君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律案の審査のため、参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(荒木清寛君) 御異議ないと認めます。なお、その日時及び人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(荒木清寛君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時十六分散会

十一月六日本委員会に左の案件が付託された。

一、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律案(第百八十三回国会提出、衆議院継続審査)

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律案

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律

(定義)

第一条 この法律において「自動車」とは、道路交
通法(昭和三十三年法律第五号)第二条第一項
第九号に規定する自動車及び同項第十号に規定
する原動機付自転車をいう。

2 この法律において「無免許運転」とは、法令の
規定による運転の免許を受けている者又は道路
交通法第七十七条の二の規定により国際運転免許
証若しくは外国運転免許証で運転することがで
きるとされている者でなければ運転することが
できないこととされている自動車を当該免許を
受けないで(法令の規定により当該免許の効力
が停止されている場合を含む。)又は当該国際運
転免許証若しくは外国運転免許証を所持しない
で(同法第八十八条第一項第二号から第四号ま
でのいずれかに該当する場合又は本邦に上陸
(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一
号)に基づき住民基本台帳に記録されている者
が出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政
令第三百十九号)第六十条第一項の規定による
出国の確認、同法第二十六条第一項の規定によ
る再入国の許可(同法第二十六条の二第一項(日
本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱し
た者等の出入国管理に関する特例法(平成三年
法律第七十一号)第二十三条第二項において準
用する場合を含む。))の規定により出入国管理及
び難民認定法第二十六条第一項の規定による再
入国の許可を受けたものとみなされる場合を含
む。)又は出入国管理及び難民認定法第六十一条
の二の十二第一項の規定による難民旅行証明書
の交付を受けて出国し、当該出国の日から三月
に満たない期間内に再び本邦に上陸した場合に
おける当該上陸を除く。)をした日から起算して
滞在期間が一年を超えている場合を含む。)、道
路(道路交通法第二条第一項第一号に規定する
道路をいう。)において、運転することという。

(危険運転致死傷)
第二条 次に掲げる行為を行い、よって、人を負
傷させた者は十五年以下の懲役に処し、人を死
亡させた者は一年以上の有期懲役に処する。

一 アルコール又は薬物の影響により正常な運
転が困難な状態で自動車を走行させる行為
二 その進行を制御することが困難な高速で
自動車を走行させる行為
三 その進行を制御する技能を有しないで自動
車を走行させる行為

四 人又は車の通行を妨害する目的で、走行中
の自動車の直前に進入し、その他通行中の
人又は車に著しく接近し、かつ、重大な交通の
危険を生じさせる速度で自動車を運転する行
為
五 赤色信号又はこれに相当する信号を殊更に
無視し、かつ、重大な交通の危険を生じさせ
る速度で自動車を運転する行為
六 通行禁止道路(道路標識若しくは道路標示
により、又はその他法令の規定により自動車
の通行が禁止されている道路又はその部分で
あって、これを通行することが人又は車に交
通の危険を生じさせるものとして政令で定め
るものをいう。)を進行し、かつ、重大な交通
の危険を生じさせる速度で自動車を運転する
行為

第三条 アルコール又は薬物の影響により、その
走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがあ
る状態で、自動車を運転し、よって、そのアル
コール又は薬物の影響により正常な運転が困難
な状態に陥り、人を負傷させた者は十五年以下
の懲役に処し、人を死亡させた者は十五年以下
の懲役に処する。

2 自動車の運転に支障を及ぼすおそれがある病
気として政令で定めるものの影響により、その
走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがあ
る状態で、自動車を運転し、よって、その病氣
の影響により正常な運転が困難な状態に陥り、
人を死傷させた者も、前項と同様とする。

(過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱)
第四条 アルコール又は薬物の影響によりその走
行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある
状態で自動車を運転した者が、運転上必要な注

意を怠り、よって人を死傷させた場合におい
て、その運転の時のアルコール又は薬物の影響
の有無又は程度が発覚することを免れる目的
で、更にアルコール又は薬物を摂取すること、
その場を離れて身体に保有するアルコール又は
薬物の濃度を減少させることその他その影響の
有無又は程度が発覚することを免れるべき行為
をしたときは、十二年以下の懲役に処する。

(過失運転致死傷)
第五条 自動車の運転上必要な注意を怠り、よ
って人を死傷させた者は、七年以下の懲役若し
は禁錮又は百万円以下の罰金に処する。ただ
し、その傷害が軽微なときは、情状により、その
刑を免除することができる。

(無免許運転による加重)
第六条 第二条第三号を除く。)の罪を犯した者
(人を負傷させた者に限る。)が、その罪を犯し
た時に無免許運転をしたものであるときは、六
月以上の有期懲役に処する。

2 第三条の罪を犯した者が、その罪を犯した時
に無免許運転をしたものであるときは、人を負
傷させた者は十五年以下の懲役に処し、人を死
亡させた者は六月以上の有期懲役に処する。
3 第四条の罪を犯した者が、その罪を犯した時
に無免許運転をしたものであるときは、十五年
以下の懲役に処する。

4 前条の罪を犯した者が、その罪を犯した時に
無免許運転をしたものであるときは、十年以下
の懲役に処する。

附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

第二百八条の二を削り、第二百八条の三を第
二百八条の二とする。

第二百八条の二を削る。
(刑事訴訟法の一部改正)
第三条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十
一号)の一部を次のように改正する。

第三百十六号の三十三第一項第四号中「前三
号」を「第一号から第三号まで」に改め、同号を
同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を
加える。

四 自動車の運転により人を死傷させる行為
等の処罰に関する法律(平成二十五年法律
第 号)第四条、第五条又は第六条第
三項若しくは第四項の罪
(少年法の一部改正)
第四条 少年法(昭和二十三年法律第六十八号)
の一部を次のように改正する。

第二十二号の四第一項に次の一号を加える。
三 自動車の運転により人を死傷させる行為
等の処罰に関する法律(平成二十五年法律
第 号)第四条、第五条又は第六条第
三項若しくは第四項の罪
(出入国管理及び難民認定法の一部改正)
第五条 出入国管理及び難民認定法の一部を次
のように改正する。

第五条第一項第四号中「禁錮」を「禁錮」に改
め、同項第五号中「覚せい剤を「覚醒剤」に改
め、同項第九号の二中「又は特殊開錠用具の所
持の禁止等に関する法律」を「特殊開錠用具の
所持の禁止等に関する法律」に改め、「第十六条
の二の下に「又は自動車の運転により人を死傷
させる行為等の処罰に関する法律(平成二十五
年法律第 号)第二条若しくは第六条第一
項の罪」を加え、「禁錮」を「禁錮」に改める。
第二十四条第四号の二中「又は特殊開錠用具
の所持の禁止等に関する法律」を「特殊開錠用
具の所持の禁止等に関する法律」に改め、「第十
六条の二の下に「又は自動車の運転により人を
死傷させる行為等の処罰に関する法律」第二条若

しくは第六條第一項の罪を加える。

第二十四條の三第三号、第六十一條の二の二第一項第四号及び第六十一條の二の四第一項第七号中「又は特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律」を、「特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律」に改め、「第十六條の罪」の下に「又は自動車運轉により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第二條若しくは第六條第一項の罪を加え、〔禁錮〕を〔禁錮〕に改める。

（道路交通法の一部改正）

第六條 道路交通法の一部を次のように改正する。

第九十條第二項第二号中「刑法第二百八條の二」を「自動車運轉により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第

号第二條から第四條まで）」に改め、同項第五号中「刑法第二百八條の二」を「自動車運轉により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第二條から第四條まで」に改める。

第九十九條の二第四項第二号中「刑法第二百八條の二若しくは第二百一十一條第二項」を「自動車運轉により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第二條から第六條まで」に改める。

第二百三條第二項第二号及び第五号並びに第七條の五第二項第二号中「刑法第二百八條の二」を「自動車運轉により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第二條から第四條まで」に改める。

第二百八條の四第三項第三号中「刑法第二百八條の二若しくは第二百一十一條第二項」を「自動車運轉により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第二條から第六條まで」に、〔禁錮〕を〔禁錮〕に改める。

（刑法の一部を改正する法律の一部改正）

第七條 刑法の一部を改正する法律（平成十九年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

附則第五條中「前條を」自動車運轉により

人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第 号）附則第六條に、〔第二百一十一條第二項〕を〔第六條までの罪、第二百一十一條第二項の〕を〔第六條までの罪、同法附則第二條の規定による改正前の刑法第二百八條の二若しくは第二百一十一條第二項（自動車運轉により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律附則第十四條の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。）〕に改める。

（職業安定法等の一部改正）

第八條 次に掲げる法律の規定中「第二百八條の三」を「第二百八條の二」に改める。

一 職業安定法（昭和二十二年法律第四百一十一號）第三十二條第一号

二 船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百三十號）第五十六條第一号

三 建設業法（昭和二十四年法律第百五號）第八條第八号

四 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八號）第九十八條第五号

五 酒税法（昭和二十八年法律第六號）第十條第七号の二

六 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十三年法律第百二十三號）第七十四條の三第三項第三号

七 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七號）第七條第五項第四号ハ

八 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三號）第十三條第四号イ及び第三十二條第一号

九 成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法（昭和五十三年法律第四十二號）第二條第一項第一号

十 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八號）第六條第一号

十一 港湾労働法（昭和六十三年法律第四十號）第十三條第一号

十二 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七號）第六條第六号二

十三 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七號）第二十條第四号及び第四十七條第一号ハ

十四 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五號）第七十條第一項第五号

十五 著作権等管理事業法（平成十二年法律第百三十一號）第六條第一項第五号ホ

十六 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五號）第三條第一項第四号ハ

十七 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七號）第六十二條第一項第二号ハ

十八 信託業法（平成十六年法律第百五十四號）第五條第二項第八号チ

十九 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七號）第二百三十三條第三十九項第一号ロ（五）

二十 電子記録債権法（平成十九年法律第百二十號）第五十一條第一項第四号ヘ

（宅地建物取引業法の一部改正）

第九條 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六號）の一部を次のように改正する。

第五條第一項第三号の二中「第二百八條の三」を「第二百八條の二」に改める。

第十八條第一項第五号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第五号の二中「第二百八條の三」を「第二百八條の二」に改める。

第五十二條第七号ロ中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号ハ中「第二百八條の三」を「第二百八條の二」に改める。

（関税法の一部改正）

第十條 関税法（昭和二十九年法律第六十一號）の一部を次のように改正する。

第七條の五第一号ハ中「第二百八條の三第一

項」を「第二百八條の二第一項」に改める。

第四十三條第三号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同條第四号中「第二百八條の三第一項」を「第二百八條の二第一項」に改める。

第六十三條の四第一号ハ中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号二中「第二百八條の三第一項」を「第二百八條の二第一項」に改める。

第六十七條の六第一号二、第六十七條の十三第三項第一号二及び第七十九條第三項第一号ホ中「第二百八條の三第一項」を「第二百八條の二第一項」に改める。

（積立式宅地建物販売業法の一部改正）

第十一條 積立式宅地建物販売業法（昭和四十六年法律第百一十一號）の一部を次のように改正する。

第六條第六号イ中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号ロ中「第二百八條の三」を「第二百八條の二」に改める。

（商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部改正）

第十二條 商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六號）の一部を次のように改正する。

第六條第二項第四号ハ中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号二中「第二百八條の三」を「第二百八條の二」に改める。

（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部改正）

第十三條 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九號）の一部を次のように改正する。

第六條第一号ロ中「第二百八條の三第一項」を「第二百八條の二第一項」に改める。

（罰則の適用等に関する経過措置）

第十四條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十五條 前條の規定によりなお従前の例によることとされる附則第二條の規定による改正前の刑法第二百一十一條第二項の罪は、附則第三條の

規定による改正後の刑事訴訟法第三百十六條の三十三第一項の規定の適用については同項第四号に掲げる罪と、附則第四條の規定による改正後の少年法第二十二條の四第一項の規定の適用については同項第三号に掲げる罪とみなす。

第十六條 この法律の施行前に附則第二條の規定による改正前の刑法第二百八條の二(附則第十四條の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定を含む。)の罪を犯した者に対する附則第五條の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法第五條第一項第九号の二、第二十四條第四号の二、第二十四條の三第三号、第六十一條の二の二第一項第四号及び第六十一條の二の四第一項第七号の規定の適用については、これらの規定中「第十六條の罪又は」とあるのは「第十六條の罪」と、「第六條第一項」とあるのは「第六條第一項の罪又は同法附則第二條の規定による改正前の刑法第二百八條の二(自動車等の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律附則第十四條の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定を含む。)」とする。

第十七條 この法律の施行前にした行為を理由とする附則第六條の規定による改正後の道路交通法第九十條第一項ただし書、第二項、第五項若しくは第六項若しくは第百三條第一項、第二項若しくは第四項又は第百七條の五第一項若しくは第二項若しくは同條第九項において準用する同法第百三條第四項の規定による運転免許の拒否、保留、取消し若しくは効力の停止又は自動車等の運転の禁止については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に道路交通法第八十四條第二項に規定する自動車等の運転に関し附則第二條の規定による改正前の刑法第二百八條の二又は第二百十一條第二項(附則第十四條の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。)の罪を犯した者(附則第七條の規定による改正後の刑法の一部を改

正する法律附則第五條に規定する者を除く。)に対する附則第六條の規定による改正後の道路交通法第九十九條の二第四項第二号二及び第百八條の四第三項第三号の規定の適用については、これらの規定中「第六條まで」とあるのは、「第六條までの罪、同法附則第二條の規定による改正前の刑法第二百八條の二若しくは第二百十一條第二項(自動車等の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律附則第十四條の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。)」とする。